

第5回 琴浦町水道事業等評価委員会 議事録

1. 開催日時および場所

日時	令和8年8月18日（火） 13:30～15:25
場所	琴浦町役場 分庁舎3階 中会議室
出席者	委員 計5名（2名欠席） 事務局 計6名

※欠席委員には料金改定案について事前に意見聴取済み

日 程

（1）開会

（2）委員長あいさつ

（3）P3-P11 第4回評価委員会質疑への回答（資料議題1）

（4）P12-17 料金体系の検討（資料議題2）

（5）P18-50 料金体系（案）（資料議題3）

2. 開会・委員長挨拶

定刻となり、事務局より第5回委員会の開会が宣言された。続いて委員長より、審議に向けて挨拶があった。

委員長：「本日で5回目となる委員会ですが、議論はいよいよ正念場を迎えます。お盆を過ぎて朝晩は少し涼しくなってきましたが、ここからは非常にクールかつ冷静に、琴浦町の水道の将来を見据えた判断をしていただきたい。長丁場になるかもしれませんが、よろしくお願いいたします」

3. 議題1：第4回評価委員会質疑への回答

前回の委員会で各委員から出された質問に対し、事務局より回答と資料説明が行われた。

(1) 収益的収支予測の修正

令和 8 年度の最新予算編成に合わせ、将来の収支予測を更新した。

- 令和 6 年度までの決算実績および令和 7・8 年度の予算を基に再推計した結果、令和 9 年度以降の予測が当初の想定よりも若干上向きの修正となった。

(2) 利用者の分布状況と実態

本町の水道利用者がどのような構成であるか、詳細なデータが示された。

- **家庭用（一般・集合）**：全体の約 9 割近くを占め、そのほとんどが口径 13mm の利用者である。特に「1 ヶ月の使用水量が 20 立方メートル以下」の層に集中しており、料金改定の際に住民生活に与える影響をみる場合は、この層への影響を最も慎重に考慮する必要がある。
- **大口利用者**：工場用の契約は町内に 30 件のみであり、全体から見ると極めて少数である。

(3) 税込み・税抜き表示について

町民の皆様が実際に支払う金額をイメージしやすいよう、資料は原則として「税込」で表示している。計算については、基本料金と水量料金のそれぞれの税抜額を合算した後に、まとめて消費税率 10% をかける「インボイス制度」に準じた方式をとっている。

4. 議題 2：料金体系の検討（基本方針）

水道事業を安定して継続するための「基本料金割合」の考え方について共有した。

(1) 高い維持費（固定費）の背景

琴浦町は大山の裾野に位置し、谷がいくつもあり、それぞれの谷で山間部まで水道管が布設されているという地理的特徴がある。

- このため、給水人口一人当たりの水道管の長さ（単位管延長）や施設数（計 53 施設）が県内でも上位にあり、水の使用量に関わらず発生する「維持管理費（固定費）」が費用の約 93% を占めている。

(2) 基本料金の割合を引き上げる理由

現在は、費用の 9 割以上が固定費であるにもかかわらず、基本料金で賄えている割合（基本料金割合）は約 37% と低い。

- 今後、人口減少で水の使用量が減っても施設を維持し続けるためには、経営を安定させることが必要で、基本料金割合を「40～50%（公益社団法人日本水道協会の「水

道料金算定要領」に基づいた理論上の理想は 56%)」まで今回引き上げ、段階的に理論値まで引き上げていく必要がある。

- 本町の実績値（2023 年 12 月）では、1 人世帯が約 8 立方メートル、2 人世帯が約 15 立方メートル、4 人世帯が約 25 立方メートルとなっている。今回のシミュレーションでも、これらを代表的なモデルとして比較検討する。

5. 議題 3：料金体系（案）の説明

事務局より、4 つのパターン、計 13 個の具体的な料金改定シミュレーション案が提示された。

- パターン 1（案 1-1～1-4）：基本水量の廃止や現行割合の維持など。口径や使用水量による改定率の差が大きい、8 m³までの利用者の改定率が 160%を超える、基本料金割合が低い、固定費回収の目的を十分に果たせないなどのデメリットあり。
- パターン 2（案 2-1～2-6）：基本料金割合を 45%から 40%まで 1%刻みで設定した案。2 段階の逓増制を採用し、一定以上の水量利用部分については 1 m³あたりの単価が上がる。
- パターン 3（案 3-1）：水量区分を細分化（4 段階の逓増制）する案。複数人世帯の負担は抑えられるが、1 人世帯との格差が広がる懸念がある。
- パターン 4（案 4-1～4-2）：大口利用者の負担を増やす案。改定率が 200%（現在の 2 倍）近くとなる、または超える事業所が出てしまい、地域経済への影響が大きすぎる。また、基本料金割合が 40%程度までしか見込めない。

事務局からは、将来の施設更新費用を確保しつつ、1 人世帯の負担増加を前回の提示案より若干抑制した【案 2-1：基本料金割合 45%】が推奨案として提案された。

6. 評価委員による協議

討議において、最終的な案の決定に向けた議論が交わされた結果、「基本料金割合 45%（案 2-1）」を採用すべきと判断された。

(1) なぜ「基本料金割合 45%（案 2-1）」を採用すべきと判断したか

委員の間では、「将来世代への責任」と「受益者負担の公平性」の観点から議論があった。

- 施設維持の責任を分かち合う考え方：委員からは、「水道管は水源地から各家庭まで繋がっており、住んでいる限り、あるいは水を使わない日であっても、その管を維持する費用は常に発生している。この『水を持ってきてもらうための費用』は水

道の各利用者が公平に分担すべきであり、基本料金の割合を上げる方向性は正しい」との意見が出された。

- **1人世帯（低水量層）への配慮と妥協点：**基本料金の割合を上げると、これまで料金が抑えられていた1人世帯などの低水量使用者の上昇率が高くなってしまう。しかし、事務局より「案2-1は、前回提示した案にさらに調整を加え、45%という高い基本料金割合を維持しつつも、1人世帯の月額上昇額を可能な限り抑えた案である」との説明があった。これにより、経営の安定と住民負担のバランスが最も取れている案ではないか意見が出された。
- **将来の更新ピークへの備え：**欠席した2名の委員からも、事前に「基本料金割合45%を採用するのに賛成。今が良ければそれで良いという考え方ではなく、将来の施設更新のピーク（20～40年後）を考えれば、今のうちから料金体系を安定させ、更新費用を確保しておくべきだ」という意見が寄せられていたことが紹介された。
- **他案が不採用となった理由：**大口利用者に負担を強いるパターン4は、一部の事業所などの大口利用者の負担が大きくなり、「産業活動に支障をきたす」のが良くないとされた。また、基本料金割合を40%程度まで下げてしまう（案2-6など）と、

ア 将来的な人口減少により、使用水量が減少することで水量料金による収入の減少が見込まれること

イ 理論上の基本料金割合56%に近づけるために、多くの回数の料金改定が必要

などの理由により、結局は問題の先送りにしかならないという意見が共有された。

(2) 料金改定のスパン（3年か5年か）についての議論

- **社会情勢の激変への不安：**事務局は当初、経営の安定性という観点から、「5年ごと」の見直しを想定していた。しかし、複数の委員から「今の物価高騰は尋常ではない。5年先を見通すのは困難でリスクが大きい。5年経ってから『これだけ赤字が溜まりました』と大幅な値上げを再度お願いするのは、住民にとって影響が大きすぎる」との指摘が相次いだ。
- **「原則3年」での料金の見直しと柔軟性の確保：**「もっと短いスパンでこまめに状況をチェックし、社会状況の変化を料金に反映させるべきだ」という委員の強い要望があった。具申には「原則3年ごとに状況を確認し、改定の必要性を検討する。ただし、3年経てば自動的に値上げをするという意味ではなく、物価が安定していれば据え置くことも含め、3年ごとに検証する方針を明確にする」という柔軟な姿勢の記載を検討する。
- 具申案に、上記の3年ごとに料金見直しを検討する案と、5年ごとに料金見直しを検討する案の2つの案について検討することとなった。

(3) 委員会としての最終採択

以上の議論を経て、委員長が最終的な意思確認を行った。「本委員会としては、琴浦町の水道を今後も維持し続けるため、という観点から、事務局推奨の**案 2-1（基本料金割合 45%、平均 30%増）**を採択することで決定してよろしいか」との問いに対し、出席委員全員が賛成した。

7. まとめ

今回の審議の結果、本委員会としては以下の内容で町長へ具申を行うことを決定した。

1. **採用案**：案 2-1（基本料金割合 45%、改定率平均 30%増）
2. **改定サイクル**：社会情勢に鑑み、原則「3 年」または「5 年ごと」に料金改定を検証する（どちらの間隔で行うかは、次回の委員会で協議、決定予定）

8. 今後の予定

次回の委員会にて、本日の議論を集約した具申案の最終確認を行う。また併せて、水道ビジョンの料金に関する箇所の改定案についても検討を行う。

- ・日時：令和 8 年 10 月 2 日（金） 午後 1 時 30 分から
- ・場所：琴浦町役分庁舎 3 階中会議室（予定）